

定款

第1章 総則

第1条（名称）

本研究会は国際リハビリテーション研究会（Japanese Society of International Rehabilitation; JSIR）と称する。

第2条（事務局）

本研究会の事務局を千葉県成田市に置く。なお事務局を本研究会の住所地とする。

第2章 目的および事業

第3条（目的）

本研究会は、

- （1）国際リハビリテーションの学術的な機会・場の創出
- （2）国際リハビリテーションに関する技術の確立
- （3）国際リハビリテーションを实践する機会・場の拡大

を通して、国際リハビリテーション学の学問としての確立を図り、国際リハビリテーションを必要とする人たちの生活の質の向上に資することを目的とする。

第4条（事業）

1. 本研究会は、前条の目的（1）を達成するために次の事業を行う。
 - （1）学術大会の開催（年1回）
 - （2）調査・研究活動の推進
2. 本研究会は、前条の目的（2）を達成するために次の事業を行う。
 - （1）知識・技術の明確化と標準化
 - （2）セミナー等の開催および成果物の刊行
3. 本研究会は、前条の目的（3）を達成するために次の事業を行う。
 - （1）国際リハビリテーション関連団体との連携および協力
 - （2）国際リハビリテーション分野就職説明会等の開催
 - （3）国際リハビリテーション分野への就職に関する普及・啓発活動
4. 前述の1～3を遂行するため、それぞれに対応する専門部会として、学術部会、技術部

会、職域部会を開催する。

5. その他、本研究会の目的達成に必要な事業を行う。

第3章 会員

第5条（会員の構成および資格）

1. 本研究会員は「国際リハビリテーション」に関心のある研究者、教育者、実践者、学生等で、所定の手続きを済ませ理事会で承認を得た上、年会費を納入した者とする。

2. 本研究会員は、次の3種とする。

（1）正会員 この研究会の目的に賛同して入会した個人

（2）賛助会員 この研究会の事業を賛助するために入会した個人または団体

（3）学生会員 この研究会の目的に賛同して入会した個人の学生。大学院生を除く

（4）プロボノ会員 この研究会の目的に賛同して入会し、かつ事務局運営または事業運営等に専門知識や技能、職業上の経験を活かし貢献する個人

第6条（入会）

本研究会への入会を希望するものは、所定の手続きにより本研究会に申し出て、別に定める年会費を納めなければならない。年会費の納入後、理事会での承認を経て入会となる。

プロボノ会員については理事会での推薦・承認を経て入会となる。

第7条（年会費）

本研究会員は、所定の年会費を納めなければならない。但し、プロボノ会員はその限りではない。

第8条（任意退会）

本研究会を退会しようとするものは所定の手続きにより申し出て、理事会で承認を得るものとする。

第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、総正会員の3分の2の決議をもって、当該会員を除名することができる。

（1）この定款その他の規定に違反したとき

（2）この研究会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

（3）その他除名すべき正当な理由があるとき

第10条（資格喪失）

第8条、第9条のほか、会員は次のいずれかの事由により資格を喪失する。

- （1）2年以上会費の滞納が生じたとき。但し、プロボノ会員はその限りではない。
- （2）死亡し、または本研究会が解散したとき。

第4章 総会

第11条（構成）

総会は全ての正会員をもって構成する

第12条（権限）

総会は、次の事項について承認する

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 会員の除名
4. 理事および監事の選任または解任
5. 定款の変更
6. 本研究会の解散
7. その他、理事会が必要と認める事項

第13条（開催・招集・議事録）

1. 本研究会は、通常総会を年1回開催する。
2. 総会は代表が招集する。代表に事故があるときは、副代表が総会を招集する。副代表に事故があるときは、他の理事が互選により選出する副代表代理が総会を招集する。
3. 臨時総会は、会員の10分の1以上から請求があった場合に代表が召集して開催しなければならない。もしくは、代表の請求により理事会での承認を経て、代表が召集して開催しなければならない。
4. 総会は、会員の5分の1（委任状によるもの、代理人によるものを含む）以上の出席をもって成立する。
5. 総会の議事録には、総会で選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名する。

第14条（議長・決議）

1. 議長は、出席者の中から選出された者が務める。
2. 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
3. 総会の議決は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

4. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 本研究会の解散

第15条（代理）

総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、委任状を提出しなければならない。委任状は書面または電磁的方法（メール等）で表明されたものとする。

第5章 役員

第16条（役員の設定）

本研究会に次の役員を置く。

- 代表 1名
- 副代表 2名以内
- 理事 7名以上11名以下
- 監事 2名以内

第17条（役員を選定）

1. 代表は理事の互選により選出し、総会の承認を得る。
2. 副代表は代表が選任し、理事会の承認を得る。
3. 理事および監事は会員の中から選出し、総会の承認を得る。
4. 任期途中で欠員が生じた場合、必要に応じて補充を行う。補充選出の方法は、代表の専決事項とする。但し、補充選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第18条（役員職務）

1. 代表は本研究会を代表し、会務を統括する。
2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるとき、または代表が欠けた時はその職務を代行する。
3. 理事は理事会を組織し、第6章23条に定める事項について執行する。
4. 監事は、本研究会の事業および会計を監査する。
5. 監事はいつでも次に掲げるものの閲覧および謄写をし、理事および使用人に対し、会計

に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは当該書面
- (2) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を表示したもの

第19条（役員任期）

1. 役員任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第20条（役員解任）

役員は、理事会によって決議し、総会の承認をもって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は理事の3分の2以上にあたる多数をもって決議し、総正会員の3分の2以上にあたる多数をもって承認されなければならない。

第21条（役員報酬）

役員報酬は、無報酬とする。ただし、必要に応じて実費等を支払うことを妨げない。

第6章 理事会

第22条（構成）

本研究会に理事会を置く。すべての理事をもって構成する。

第23条（権限）

理事会は、次の業務を行う。

- (1) 本研究会会務の執行の決定
- (2) 事業計画案および収支予算案の決議
- (3) 事業報告案および決算案の承認
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事・副代表理事の選定および解職
- (6) 会員の入会、任意退会の承認
- (7) 総会開催日時、場所ならびに総会の目的である事項の決定
- (8) 規定の制定、変更および廃止
- (9) 定款の変更の決議

第24条（開催・議事録）

1. 通常理事会は原則として定例に2カ月に1回開催し、本研究会会務の執行に関する事項等について議決する。
2. 臨時理事会は、代表が必要と認めたとき、もしくは理事の3分の1以上から召集の請求があったときに開催する。
3. 理事会の議事または決議事項を議事録に記録する。

第25条（議長・決議）

1. 理事会の議長は代表が行う。
2. 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、議事を行い議決することができない。
3. 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。
4. 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

第26条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第7章 会計

第27条（事業年度）

本研究会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第28条（事業計画および収支予算）

本研究会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達の見込みを記載した書類については、代表が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

第29条（事業報告および決算）

本研究会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表が作成し、監事の監査を受ける。監事の監査を受けたものを理事会で承認し総会に提出、総会の承認を受けなければならない。

第30条（剰余金）

本研究会は剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更

第31条（定款の変更）

本研究会の定款を変更する場合は、理事会の議を経て、総会の承認を必要とする。

第9章 組織

第32条（部会）

本研究会は第2章4条に掲げる事業を遂行するため次の専門部会を組織するほか、本研究会の活動に必要な他の部会を組織することができる。

- (1) 学術部会
- (2) 技術部会
- (3) 職域部会

第33条（学術大会）

1. 本研究会は学術大会（毎年1回）を開催する。
2. 本研究会に学術大会会長を置き、任期は選任から1年後の学術大会事業終了までとする。
3. 学術大会会長は、学術大会を主宰する。

第10章 事務局

第34条（事務局）

1. 本研究会は事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には事務局長及び所要の事務局員を配置する
3. 事務局長は、代表が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

第 3 5 条（情報公開）

本研究会は公正で開かれた活動を推進するため、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

第 3 6 条（個人情報の保護）

本研究会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第 12 章 雑則

第 3 7 条（施行細則）

この定款に定めるものの他に、本研究会の運営に必要な事項は別に定める。

附則 この定款は、2018 年（平成 30 年）7 月 14 日から施行する。

第 1 回改訂 2019 年（令和元年）6 月 1 日

第 2 回改訂 2020 年（令和 2 年）7 月 12 日

国際リハビリテーション研究会定款 施行細則

第 1 条（定款施行細則）

この施行細則は、国際リハビリテーション研究会定款第 3 7 条に基づき、国際リハビリテーション研究会の運営に必要な事項を定める。

第 2 条（会費）

本研究会の年会費を下記の通りである。

正会員 3,000 円

賛助会員 1 口 10,000 円

学生会員 1,000 円

第 3 条（年会費）

本研究会員は、所定の年会費を毎年 3 月末日までに、翌事業年度の会費として納めなければならない。

第4条（細則の改正）

この細則を改正するときは、理事会にて承認を得た後、総会に報告する。

附則 この細則は、2018年（平成30年）7月14日から施行する。

第1回改訂 2019年（令和元年）6月1日

以上